

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 静岡県三島市文教町二丁目15番36号

氏 名 株式会社 タカヤナギ  
代表取締役 高柳 浩美



廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条の2第1項 の許可を受けた者であることを証する。

静岡県知事 川勝 平太



許可の年月日 平成24年 9月29日

許可の有効年月日 平成31年 9月28日

1. 事業の範囲

事業の区分 収集運搬（積替え及び保管行為を除く）  
産業廃棄物の種類 廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、紙くず、木くず、動植物性残さ  
以上 10品目

事業の区分 収集運搬（積替え及び保管行為を含む）  
産業廃棄物の種類 廃プラスチック類（医療関係機関等から排出されるものに限る。）、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（医療関係機関等から排出されるものに限る。）、廃酸（医療関係機関等から排出されるものに限る。）、廃アルカリ（医療関係機関等から排出されるものに限る。）  
以上 4品目

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ  
別に記載のとおり

3. 許可の条件

積替え保管行為は、許可証に記載された積替え保管場所でのみ行うこと。  
廃棄物は、容器内で保管し混合しないこと。

4. 許可の更新又は変更の状況

別に記載のとおり

5. 積替え許可の有無 無

6. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無 無

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることのできる高さ

<積替え又は保管を行う場所の所在地>

: 静岡県沼津市西間門字桶田14番1、14番5

<面積>: 922.99㎡

<産業廃棄物の種類>

・ 廃プラスチック類

<積替えのための保管上限> : 3.52㎡

<積み上げることができる高さ> :

・ ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず

<積替えのための保管上限> : 0.8㎡

<積み上げることができる高さ> :

・ 廃酸

<積替えのための保管上限> : 0.18㎡

<積み上げることができる高さ> :

・ 廃アルカリ

<積替えのための保管上限> : 0.18㎡

<積み上げることができる高さ> :

4. 許可の更新又は変更の状況

平成 4年 9月 29日	新規許可
平成 9年 9月 29日	更新許可
平成 14年 9月 29日	更新許可
平成 19年 12月 3日	更新許可
平成 24年 9月 29日	更新許可
平成 25年 3月 14日	変更許可
平成 26年 1月 15日	積替保管場所の変更
平成 26年 8月 27日	優良確認

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。